

## 市街地再開発組合の事業計画の変更認可（公告）

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定により、市街地再開発組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成27年11月17日

岡山市長 大森雅夫



- 1 組合の名称  
岡山市中山下一丁目1番地区市街地再開発組合
- 2 事業施行期間  
平成25年1月6日から平成30年7月31日
- 3 施行地区  
岡山市北区中山下一丁目1番101、102、103、104、  
105、106、107、108、109、110、111、112、  
113、114、115、116、117、118、119、120、  
121、122、123、124、125、126
- 4 事務所の所在地  
岡山市北区本町4番18号コア本町
- 5 設立認可の年月日  
平成26年1月6日
- 6 変更後の事業施行期間  
平成25年1月6日から平成31年6月30日
- 7 変更後の施行地区  
岡山市北区中山下一丁目1番101、102、103
- 8 事業計画の変更認可の年月日  
平成27年11月5日